

〔2021年大阪での卒業式・入学式等の現状〕

2021年7月7日現在

「日の丸・君が代」強制反対大阪ネットワーク

(1) 国歌国歌条例施行後の「君が代」不起立処分など

大阪府内公立学校における不起立など被処分者数					
		大阪府教委	大阪市教委	市町村教委	合計
2012年	卒業式	戒告32人(うち1名は取消)	戒告2人(訓告1人)		戒告34人(うち1名は取消)
	入学式	戒告2人			戒告2人
2013年	卒業式	戒告10人 減給2人		減給1人(豊中)	戒告10人 減給3人
	入学式	※(厳重注意1人)			※(厳重注意1人)
2014年	卒業式	戒告6人			戒告6人
	入学式	戒告2人			戒告2人(うち1名は取消)
2015年	卒業式	戒告1人	戒告1人		戒告2人
	入学式	戒告1人		(訓告1人)(枚方)	戒告1人 訓告1人
2016年	卒業式	戒告1人			戒告1人
2017年	卒業式	戒告1人			戒告1人
2018年	卒業式	戒告3人(訓告2人)			戒告3人(訓告2人)
2019年	卒業式	戒告2人			戒告2人
合計		戒告61人 減給2人 (訓告2 厳重注意1)	戒告3人 (訓告1人)	減給1人 (訓告1人)	戒告64人 (うち2名は取消) 減給3人 (訓告4人/厳重注意1人)

※昨年・今年は卒・入学式での「君が代」不起立処分はありませんでした

(2) 卒業式・入学式での府立校等でのピラ配布活動等について

コロナ禍のもとで、今年の卒・入学式では都教委を含めて多くの教育員会は、「国歌清聴」との対応をとりました。さすがに斉唱による飛沫感染の危険性は避けたものの、あくまで「君が代」演奏時の「起立・清聴」の職務命令体制は維持し続けました。

ところが大阪府教委は、原則は「清聴」だが可能な条件があれば「斉唱」も可として、「起立・清聴」と「起立・斉唱」の2種類の職務命令を発出。大阪ネットとの交渉(2/15)でも、「現場で校歌等を歌いたいとの声もあるので」を口実に、学校の判断で斉唱もあり得るとの回答でした。しかし式場で斉唱による飛沫感染が起こらない条件があるかどうかはチェックしない、との校長・現場まかせの無責任な対応であることが明らかに。府下の市教委や学校の中でも「斉唱」で実施の場合もあったが、その一方で、大阪市では「演奏・清聴」とはされていたものの、演奏そのものも実施せず時間短縮した事例も。

こうした生徒・教職員の命・健康より「君が代」起立清聴・斉唱を優先する府教委や市教委に対して、今年も府立学校を中心に50~60校でのピラ配布で、「立つ・立たない」「歌う・歌わない」は思想・良心の自由の問題、強制は人権侵害であり、そうした場合の連絡先も表記、受け取りも、多い学校では200枚以上もありで、雨の場合は厳しかったが、例年とそれほど変化はなかったかと。

また今年も、一部学校では、コロナ感染や交通混雑で危険等を理由にした配布の「自粛」要請や、

市教委が職員を派遣して式開始時間まで監視するという事例も。しかし、当然必要な配慮はしつつも、憲法で保障された基本的人権を行使することが、今ほど大切な時はないとの観点から、一昨年・昨年に続いて当該校長や市教委・府教委への抗議・申入れ等を行いました。（一昨年に警察官まで呼び、配布妨害をしたT高校については、当該警察署への情報開示・抗議と公安委員会苦情申立てもした結果、今年は警官が来ることはなかった）

(3) 今年の再任用不可は2名。うち1名は、第1回の再任用審査会の審査で「意向が確認できなかった」との理由で不可となっている(再任用審査会議事録の情報公開で判明)。該当者はこれについては争う意向はないが、講師採用については、年度途中からの採用を希望のため、講師登録と府教委の対応をみたくうで取組む可能性があります。

12年以降、「不起立」の被処分者で「意向確認」できなかったとされた者は、個別案件として審査の俎上にあげられ、不合格や内定取り消しに(他の被処分者は停職でも合格もあり)。

(2012年) 府立高校1名(再任用継続内定取消し)

高槻市立小学校1名(新規再任用合格取消し)

(2013年) 府立高校3名(再任用不合格2名、合格取消し1名)

豊中市小学校1名(再任用不合格)

※2014年度から研修は後日に一人ずつ約30分間の講義後に「意向確認書」

(2017年) 府立高校2名(再任用不合格)(+非常勤講師採用拒否)

※2017年度から「～国歌斉唱時の起立斉唱を含む」が削除され、「上司の職務命令に従います」という文言に変更。3年前の梅原さんの再任用拒否への取組み(署名活動や商工労働部への働きかけによる府教委・人事部への改善要請等)や裁判での追及等の大きな成果といえる。

(2018年) 奥野さん合格 (2019年) 井前さん、藤岡さん合格(情報公開等も含めて、確認したものはこれ以外にない)

(4) 梅原・奥野・山口・志水・増田・松村さんの「君が代」不起立戒告処分共同訴訟は敗訴が確定したが(井前さんのみ戒告取消しの判決)、梅原さんの再任用拒否国賠訴訟は高裁で継続中。奥野さんの新たな「合理的配慮」無視の処分撤回裁判が開始(人事委はコロナ禍で延期中)、松田さんも人事委不当裁決を許さず、今年、「不起立処分」裁判提訴で闘いを継続しています。

(5) 4月下旬には、コロナ感染者が連日1000人を超え、入院もできず自宅「療養」「待機」(=放置)が1万5千人にもなり、死者が40人を超える日もあった大阪。最低限の病床確保すらできていない現状の責任は、保健所も含めた医療削減をギリギリまで押し進めてきたアベ・スガらの歴代政権と、これに輪をかけた維新の新自由主義的政策にあります。この1年間でも検査拡大も、補償もおおざり、その一方で現在までオリンピックに固執。さらに大阪では、11月「都構想」住民投票否決にもかかわらず、その後は広域一元化条例可決に邁進し、「経済も大事」として2回目の緊急事態解除を要請のうえ医療体制を縮小(重症病床の確保数215→150へ)。その結果が医療崩壊です。しかし「医療崩壊に定着はない」とする吉村知事はカジノ・万博の推進は変えず、教職員も含めて、府・市の職員への5人以上会食の有無の「調査」で自らの責任には類かむり。さらに松井市長の「オンライン授業宣言」と子どもに犠牲を押し付ける大阪府教委によって、学校現場では大きな混乱がもたらされました。これに多くの反対・抗議の声があげられる中で、大阪市立木川南小学校久保敬校長は、「豊かな学校文化を取り戻し、学び合う学校にするために」は、緊急事態宣言下のこの間の市教委・学校の対応が「子どもの安全・安心も学ぶ権利もどちらも保障されない状況をつくり出していることに、胸をかきむしられる思い」をもつとの大阪府教育行政への提言を公表(5/17)。朝日新聞等にも大きく報道され、これに賛同する多くの意見や署名も集められています。市長及び市教委は、あたかも「提言」が懲戒処分につながる非違行為であるかのような扱いをして、自らの過ちへの指摘を抑えつけようとしています。また中学校での府独自のチャレンジテストをさらに小学校にまで拡大するすくすくウオッチ(テスト)など、維新による国・文科省の競争教育やGIGAスクール構想・生徒のデータ化を加速する政策が押し進められています。これらのコロナ禍の大阪での公教育破壊の状況やその狙いも明らかにしながら、今後の「日の丸・君が代」強制反対の闘いをすすめていきます。

第11回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会

<大阪からの報告>

国連自由権規約委員会第7回日本審査に向けた大阪からのレポート「大阪における公立学校での国旗・国歌賛美の強制」について

寺本 勉（「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット）

国連自由権規約委員会第7回日本審査は、当初2020年10月におこなわれる予定でしたが、新型コロナウイルスのパンデミックの影響で延期されたままになっています。東京の仲間からの勧めもあり、大阪ネットでは第7回日本審査に向けて、「大阪における公立学校での国旗・国歌賛美の強制」についてのレポート作成にとりくみ、2020年11月25日に提出しました。

大阪からのレポートの内容

(1) 第7回日本審査で検討を要請する論点

- ① 大阪の「君が代起立条例」「職員基本条例」「教育長通達」およびそれらを根拠とした教職員への「君が代」起立・斉唱の強制、不起立者への大量処分、経済的制裁（減給、再任用拒否）、不起立3回で免職という脅しは、自由権規約18条、19条に違反していること。
- ② 「君が代」不起立被処分者に対してのみ、「君が代」への敬意表明を強制する「意向確認書」への署名・提出、「意向確認」への回答を迫ることで、自己の宗教・信念を強制的に表明させること、およびそれに応じなかったと一方的に判断された教職員に対して定年退職後の再任用を拒否することは、自由権規約18条、19条に違反していること。

(2) 私たちの主張を裏付ける「事実」としては、大阪府での「君が代起立条例」「教育長通達」による「君が代」斉唱強制、「職員基本条例」における「同一職務命令違反3回で免職」制度、再任用拒否の具体的事例、特別支援学校における国歌斉唱の実態、こうした大阪の実態についての日本政府による違法状態の放置と裁判所の消極的態度を指摘しています。

(3) その上で、こうした大阪の実態について、以下のように意見表明しています。

- ① 「君が代起立条例」の真の目的は、平和・民主主義・教育の自由を求める教員たちの排除と、生徒へ「愛国心」を押しつけることにある。
- ② 「教育長通達」は、教員の思想・良心・信念を否定する命令であり、「思想弾圧」である。
- ③ 「職員基本条例」は、公教育の職場から、特定の歴史観・世界観・教育上の信念を有する教員を排除する思想差別の条例である。
- ④ 「君が代起立条例」「教育長通達」「職員基本条例」は、自由権規約18条・19条に違反する。
- ⑤ 「意向確認書」と「意向確認」は、教員に自らの思想の表出を迫り、その思想を理由に経済的不利益を強いる「思想差別」であり、自由権規約18条に違反する。

(4) 最後に、「自由権規約委員会が日本政府に対して勧告すべき事項」として、以下の4点を要請しました。

- ① 日本政府は、大阪府に対して、自由権規約に違反している「国旗国歌条例」「職員基本条例」を廃止し、「教育長通達」を撤回するよう強力に働きかけること。
- ② 日本政府は、大阪府に対して、「君が代」不起立者に対する処分を撤回するよう強力に働きかけること。
- ③ 日本政府は、「君が代」不起立被処分者に対してのみ、「君が代」への敬意表明を強制する「意向確認書」への署名・提出、「意向確認」への回答を迫ることで、自己の宗教・信念を強制的に表明させること、およびそれに応じなかったと一方的に判断された教職員に対して定年退職後の再任用を拒否することが、自由権規約18条、19条に違反していることを明確に表明し、大阪府に対してこの状況をただちに是正するよう、強力に働きかけること。
- ④ 自由権規約委員会は、日本の裁判所が、審理にあたって、国際自由権規約に違反しているかどうかについて、真剣に検討を加えていない状況への懸念を表明すること。

(5) 当初の予定では、第7回日本審査に大阪から代表派遣し、ロビー活動をおこなうつもりでしたが、現状では、第7回日本審査がいつ頃おこなわれるか、確たる情報がない状況です。しかし、いずれおこなわれるであろう第7回日本審査に私たちの主張が反映されるよう、今後も引き続いて取り組んでいきたいと考えています。

2017年 大阪再任用拒否国賠訴訟 報告 「控訴審始まる」

元大阪府立高校教員 梅原聡

これまでの経緯 一審判不当決から控訴へ

私は2017年の定年時に再任用を申請しましたが、「今後、卒業式等の国歌斉唱時の起立斉唱の職務命令を含む上司の職務命令に従うか？」と問ういわゆる「意向確認」に答えなかったことをほとんど唯一の理由として、再任用を拒否されました。この再任用拒否に対して国家賠償請求訴訟を起こしましたが、昨年11月26日、大阪地裁はこれを全面棄却する不当判決を出しました。すぐに控訴することを決め、現在大阪高裁で審理中です。

2月4日に提出した控訴理由書は、基本は地裁での主張と変わりませんが、一連の最高裁判決を大幅にコピーし、府教委の主張を丸呑みにした地裁判決を批判して誤りを指摘し、「意向確認」の問題を中心に据えて、きちんと裁判官自らの頭で考えて判決を出すように求めています。

まず、地裁判決では、判例を引いて職務命令が許容されるものであることを述べますが、今回の裁判で訴えているのは、いわゆる「意向確認」の問題です。これまでの判例を仮に認めるとしても、この問題に関しては新たな論理が必要なはずで、「意向確認」が直接的制約にあたり違憲であるとあらためて主張しました。地裁判決では、「意向確認に『答えられない』と返答したことに対して、それ以上の回答を求めるものではないから、採用してほしければYesと答えよと迫るものであったとは言えない」と府教委の主張をそのまま採用していますが、Yesと答えなければ再任用を認めないという運用がずっとなされてきたのです。「踏み絵を踏まないキリシタンに対してそれ以上の行動を求めるものではなかったけれど、踏まない者は死罪にした」と同じではないかと訴えました。

次に、裁量権の問題です。東京の再雇用拒否を認めた最高裁の2018年判決は「その当時の再任用制度の下にあっては」とわざわざ書いていて、東京都も、2013年の総務副大臣通知以降は都も採用を義務付けた制度に変更したことを前提として上告したものでした。また、最高裁判決では当時の採用実績は90～95%で、原則全員を採用する運用が確立されていたとは言えないとしていますが、大阪府では2014～19年の合格率は99.8%です。このように制度の運用状況の違いや社会情勢の変化を、地裁判決は全く考慮していません。私たちが狙い撃ちにした再任用拒否が、裁量権の逸脱濫用にはあたらないとした地裁判決は間違っていると言わざるを得ません。

さらに、「意向確認」に対する対応は、教員の日頃の教育活動から当然のものであり、それを根拠に再任用を拒否したことの不当性を訴えました。私たちは就職指導で、思想・信条に関するような質問には答えないように指導します。府教委の指示の下にそう指導してきたのです！生徒にそう教えてきた教員が、それに反して「意向確認」に答えられるでしょうか?! 大阪府の商工労働部も、「意向確認」が採用活動におけるいわゆる違反質問にあたりと指摘しています。（府教委はその点を認めていませんが）その結果、翌年から「意向確認」の文言からは「…国歌斉唱時の起立斉唱を含む…」という部分が消えたのです。この事実こそ、府教委自身も意向確認の文言に問題があると認めざるを得なかったことを示しています。しかし、地裁判決は「もともと職務命令の内容に起立斉唱の命令も含まれていたのだから」としらばくれた府教委の言い分を認めて、「文言の変更があっても、意向確認の回答に影響を与えるものではない」と結論しました。これは、翌年から奥野さんや

井前さんらが再任用を認められた事実や、彼らの提出してくれた陳述書の内容をねじ曲げたものでした。

控訴審の進行と今後の展望

府教委が4月初めに返してきた答弁書は、地裁判決をなぞって、すべて地裁で決着済みという態度のものです。私たちのさまざまな指摘に答えようとせず、論点をずらしたような主張が目立ちます。これに逐一反論しても相手の土俵で闘うことになるだけなので、これまで私たちの主張してきたことを簡潔にまとめるような形で、準備書面を追加提出することにしました。また、商工労働部から府教委への要請について、私たちと府教委側の認識の違いをはっきりさせるために、商工労働部の当時の担当者I氏を、そして、「意向確認」の文言変更が回答に対して大きな影響（180°の方向転換！）を与えたことを明らかにするために、井前さんを、証人として申請しました。それ以外に、当時の府教委の担当者であったK氏と私の「意向確認」に関するやり取りの録音から、「国歌斉唱時の起立斉唱の職務命令を含む」という文言がなければ、「意向確認」に答えることができるのだと文言の変更を求めている部分を証拠として提出しました。

裁判に先立っての進行協議では、「開かれた司法の推進」に積極的に関わっているという主任裁判官のA氏による進行で、こちらの主張にも耳を傾けようという姿勢が見受けられました。そして、第1回の口頭弁論は6月24日（木）におこなわれました。冒頭の本人陳述はやや長めでしたが、裁判長は急かすこともなく、また、傍聴席の拍手を強く制することもなく穏やかな進行でした。そして、裁判長が最後に「今後も審理を続行します。」と宣言するように述べました。「一審判決をそのまま是認することはありません」というように私には聞こえたのですが…。

裁判終了後の進行協議の中で、A裁判官から「再任用についての裁量権に引っ掛かりを感じている」との表明がありました。そして、私と同じ年の再任用希望者で、体罰で減給1カ月の処分を受けたが合格となった者と私を比較して「総合判断」の中身を説明するように府教委側に求めました。また、私たちに対しては、再任用拒否による損害額を算定するために、私の退職1年目の所得状況を明らかにするように求められました。

不起立以外の問題でより重い懲戒処分を受けた者が合格になっている事例に比べて、私たちが差別的な扱いを受けていることは、私たちがこれまで訴えてきたことですし、わかりやすいポイントです。この法廷の裁判官が判例等にとらわれずに素直に事件に向き合ってくれているのかなと感じています。また、損害額算定への言及は賠償を認める可能性を示唆していると思われます。

控訴審では、一審とは違った裁判所の手応えを感じ、希望が少し見えた気がします。これまでの控訴理由書・準備書面で、力を注いで訴えてきた「意向確認」の不当性については、今のところ裁判官の心に響くものになったのかははっきりしませんが、今後の審理の中で焦点化していきたいと思っています。担当裁判官によって結論が左右されるというのもおかしな話ですが、少なくとも私たちの言葉にきちんと耳を傾けてくれる裁判官に出会えたようなので、彼らに届く訴えを準備したいと思います。途中2回の進行協議を経て次の裁判期日は9月21日です。私たちの運動が反転攻勢に転じるきっかけになるような判決を得られるように、力を尽くしたいと思いますので、今後とも皆さんのご支援をよろしくお願いいたします。